

株式会社 シンセイハウジング 様

練馬区長 前川 燿



付定

街区符号および住居番号 変更 通知書  
廃止

第2条

練馬区住居表示に関する条例(昭和38年条例第16号)

の規定に基づき、

第3条第4項

付定

あなたの街区符号および住居番号は、つぎのとおり 変更 しましたので通知します。  
廃止

氏名・名称または施設名		建 売	
住 所 居 所 施設の場所	廃止した表示	練馬区 丁目 番 号	
	または旧表示	練馬区 土支田 四 丁目 19番 10号	
新 表 示			
街区符号および住居番号変更の年月日		令和 6年 5月 27日	
廃止			

付定